

福岡県公報

平成十八年七月五日
第二千五百五十四号
増刊 ①

目次

規 則 (第六十七号)

○福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

(経営金融課) …………… 一

規 則

福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する

平成十八年七月五日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第六十七号

福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

福岡県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十八年福岡県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び施設の譲渡(以下「貸付け等」という。)」を削る。

第二条第一項第一号中「資本」を「資本金」に、「一億円」を「三億円」に、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に、「及び第三号」を「から第五号まで」に改め、同項第二号中「資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次に掲げる業種を除く。)」に属する事業を主たる事業として営むもの並びに」を削り、「資本」を「資本金」に、「三千万円」を「一億円」に、「次号」を「第五号」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第三号中「資本」を「資本金」に、「中小企業事業団法施行令(昭和五十五年政令第二百四十一号)」を「独立行政法人中小企業基盤整備

機構法施行令(平成十六年政令第百八十二号)に、「第一条」を「第一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号に掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号に掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

第二条第一項に次の三号を加える。

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、施行令第一条第二項に規定するもの

第二条第二項中「又は第二号」を「から第五号まで」に改め、「該当する者」の下に「(以下「中小事業者」という。))であつて、資本金の額若しくは出資の総額が三億円(小売業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。))に属する事業を主たる事業として営む者については五千万円、卸売業に属する事業を主たる事業として営む者については一億円)以下の会社又は常時使用する従業員の数が三百人(小売業に属する事業を主たる事業として営む者については五十人、卸売業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。))に属する事業を主たる事業として営む者については百人)以下の会社若しくは個人」を加え、同条に次の三項を加える。

3 この規則において「特定中小企業団体」とは、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商工組合若しくは商工組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であつてその直接若しくは間接の構成員たる事業者の三分の二以上が中小事業者であるもの又は中小企業者である生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは生活衛生同業組合連合会をいう。

4 この規則において「特定会社」とは、中小企業者以外の会社(以下「大企業」とい

う。)による出資の額の合計額が資本金の額又は出資の総額の二分の一未満である会社(独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。))が出資を行う場合にあつては、機構の出資後において大企業による出資の額の合計額が資本金の額又は出資の総額の二分の一未満となることが確実と認められるものを含む。)をいう。

5 この規則において「公益法人」とは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の規定により設立された法人をいう。

第三条の見出しを「(貸付け)」に改め、同条第一号中「貸付対象者」を「貸付けの相手方」に、「中小企業者」を「者(以下「貸付けの相手方」という。)」に改め、同号ただし書を次のように改める。

ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する者に対しては、貸付けは行わない。

イ 一の大企業若しくはその役員から五十パーセント以上の出資を受けている中小企業者又は大企業若しくはその役員から百パーセントの出資を受けている中小企業者(貸付対象施設の譲渡を受けようとし、又は受けた者を含む。)

ロ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百一十二号)第二条第一項に規定する風俗営業(同項第二号に掲げる料理店並びに同項第四号及び第八号に掲げる営業を除く。)及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者

ハ 既往の貸付金に係る元金若しくは利息の償還猶予を受けている者又は延滞している者(別に知事が定める基準に適合する者を除く。)

第三条第二号から第四号までを削り、同条第五号中「中小企業事業団に対し、当該中小企業事業団が中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号)第二十一条第一項第三号」を「機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第一百四十七号。以下「法」という。)」第十五条第一項第四号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第六号を削る。

第四条を次のように改める。

(貸付金の種類等)

第四条 前条第一号の規定による貸付金の種類、貸付割合、利率並びに償還期限及び据置期間は、別表第二のとおりとする。

第五条中「貸付け等」を「貸付け」に改める。

第六条の見出し中「診断等」を「診断」に改め、同条中「又は福岡県中小企業団体に中央に委託して診査」を削り、同条ただし書を削る。

第六条の二の見出し中「貸付け等」を「貸付け」に改め、同条中「、診査又は調査」を削り、「基づき」の下に「、第五条の」を加える。

第七条中「貸付け等」を「貸付け」に改める。

第八条の見出し中「貸付け等内定」を「事業認定」に改め、同条中「及び適否を決定してその旨を」を「適当と認めたものについて事業認定を行い、」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第三条第一号の規定による貸付金の貸付けを受けようとする者は、前項の規定による知事の事業認定を受けなければ着工することはできない。

第九条の見出し中「貸付け等」を「貸付け」に改め、同条中「前条」を「前条第一項」に、「事業実施計画書が適当である旨」を「事業認定」に改め、「又は中小企業高度化施設譲渡申請書」を削る。

第十条の見出し中「貸付け等」を「貸付け」に改め、同条中「申請書」を「貸付申請書」に、「貸付(譲渡)決定通知書」を「貸付決定通知書」に改める。

第十一条を次のように改める。

(貸付けの変更申請)

第十一条 前条の規定による貸付決定の通知を受けた者(以下「貸付決定者」という。

)は、第九条に規定する貸付申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかにその理由及び内容を記載した変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の変更申請書の提出があつた場合において、必要があると認めるときは、貸付決定の内容を変更することができる。

第十一条の二を削る。

第十二条の見出し中「貸付等決定」を「貸付決定」に改め、同条各号列記以外の部分中「第十条の規定による貸付決定の通知を受けた者(以下「貸付決定者」という。))又は譲渡決定者」を「貸付決定者」に、「貸付け又は譲渡対象施設の譲渡の決定」を「貸付決定」に改め、同条第一号中「又は譲渡対象施設」及び「又は譲渡」を削り、同条第

二号及び第三号中「貸付け又は譲渡対象施設の譲渡の決定」を「貸付決定」に改め、同条第四号中「(以下「設置等」という。)」を削り、同条第五号中「設置等」を「貸付対象施設の設置」に改め、同条第七号を削る。

第十三条の見出し中「請求等」を「請求」に改め、同条第一項中「設置等」を「設置」に改め、同条第三項を削る。

第十四条中「又は譲渡対象施設の譲渡」を削り、「借主等」を「借主」に改める。

第十五条第一項中「借主等」を「借主」に改め、「特別の法律によつて設立された組合及びその連合会にあつては組合員でない理事を除く理事及び組合員の全員、会社にあつては役員及び社員の全員」を「知事が適当と認める者」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「又は」を「及び」に、「借主等」を「借主」に改める。

第十六条第一項中「及び譲渡対象施設の譲渡の対価の支払方法(次項において「償還方法等」という。)」を削り、同条第二項中「借主等」を「借主」に改め、「又は譲渡対象施設の譲渡の対価の支払」を削り、「償還方法を変更」を「償還を猶予し、又は償還期限を延長」に改める。

第十七条中「借主等」を「借主」に改め、「又は譲渡対象施設の譲渡の対価の支払額」を削り、同条第一号中「又は譲渡対象施設」及び「又は譲渡」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 貸付対象施設を事業の目的以外の目的に使用したとき。

第十七条第四号を次のように改める。

四 仮差押え、仮処分、滞納処分若しくは強制執行を受けたとき又は民事再生、会社整理、会社更生若しくは特別清算の当事者となつたとき若しくはそのおそれがあるとき。

第十七条第五号中「又は譲渡対象施設の譲渡」を削り、同条六号中「貸付け又は譲渡対象施設の譲渡の決定」を「貸付決定」に改め、同条七号中「設置等」を「貸付対象施設の設置」に改め、同条第八号中「又は譲渡」を削り、同条第九号中「又は譲渡対象施設」を削る。

第十八条第一項中「借主等」を「借主」に改め、「、第二号」を削り、「貸付け等」を「貸付け」に改め、同条第二項中「借主等」を「借主」に改める。

第二十条第二項を削る。

第二十一条中「貸付金の貸付けを受けた者は、」を「借主は、貸付対象施設の設置を完了し、かつ、当該貸付対象施設の代金の支払を終えたときは、速やかに」に改める。

第二十二条第一項を次のように改める。

借主は、貸付対象施設の設置を終了したときは、貸付金の償還が完了するまでの間、当該貸付対象施設に、当該貸付金の未償還額以上の損害保険を付さなければならぬ。

第二十二條第二項、第二十三條及び第二十四條中「借主等」を「借主」に改める。

第二十五條中「若しくは譲渡決定者又は借主等」を「又は借主」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 貸付対象施設の使途の変更、賃貸、譲渡、滅失、取壊し又は撤去 貸付対象施設使途変更等承認申請書

第二十六條第四号中「若しくは名称」を「、名称若しくは代表者」に改め、「、名称」の下に「、代表者」を加える。

第二十七條中「借主等」を「借主」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

項	事業の区分	要件	貸付けの相手方	貸付対象施設
一	経営革新計画承認グループ事業	<p>施行令第二条第一項第一号イに掲げる事業のうち、経営革新のための事業であり、かつ、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。)(に係る業務運営、財務及び会計に関する省令(平成十六年経済産業省令第七十四号。以下「省令」という。)(第二十六条第一項の基準に適合するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>	<p>一 経営革新計画承認グループ事業を実施する一の代表者</p> <p>二 経営革新計画承認グループ事業を実施するすべての者の連名によるもの</p> <p>三 経営革新計画承認グループ事業を実施するそれぞれの者</p>	<p>経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物(関連施設を含む。以下同じ。)</p> <p>、構築物(関連施設を含む。以下同じ。)</p> <p>又は設備であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>
二	異分野連携新	<p>施行令第二条第一項第一号適合するもの</p>	<p>一 異分野連携新</p>	<p>異分野連携新事業</p>

<p>三 下請振興事業 計画承認グ ループ事業</p>	<p>施行令第二条第一項第一号ロに掲げる事業のうち、省令第二十七条の基準に適合する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>	<p>一 下請振興事業計画承認グループ事業を実施する一の代表者 二 下請振興事業計画承認グループ事業を実施するすべての者の連名によるもの 三 下請振興事業計画承認グループ事業を実施するそれぞれの者</p>	<p>下請振興事業計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>
<p>事業分野開拓計画認定グループ事業</p>	<p>イに掲げる事業のうち、異分野連携新事業分野開拓のための事業であり、かつ、省令第二十六条第二項の基準に適合するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>	<p>事業分野開拓計画認定グループ事業を実施する一の代表者 二 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を実施するすべての者の連名によるもの 三 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を実施するそれぞれの者</p>	<p>分野開拓計画認定グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>
<p>四 総合効率化計画認定グループ事業</p>	<p>施行令第二条第一項第一号ハに掲げる事業のうち、省令第二十七条の二の基準に適合する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>	<p>一 総合効率化計画認定グループ事業を実施する一の代表者 二 総合効率化計画認定グループ事業を実施するすべての者の連名によるもの 三 総合効率化計画認定グループ</p>	<p>総合効率化計画認定グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>
<p>五 施設集約化事業</p>	<p>イ 施行令第二条第一項第二号イに掲げる事業のうち、省令第二十八条第一項第一号イの基準に適合する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの ロ 施行令第二条第一項第二号ロに掲げる事業のうち、省令第二十九条第一項第一号イの基準に適合する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの ハ 施行令第二条第一項第二号ハに掲げる事業のうち、省令第三十条第一項第一号の基準に適合し、かつ、同条第二項の要件に該当する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの ニ 施行令第二条第一項第二号ニに掲げる事業のうち、省令第三十一条第一項第一号の基準に適合し、かつ、同条第二項第一号イの要件に該当する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの ホ 施行令第二条第一項第二号ホに掲げる事業のうち、省令第三十一条第一項第二号の基準に適合し、かつ、同条第四項の要件に該当する事業であつ</p>	<p>一 事業協同組合、事業協同組合又は協同組合連合会 二 協業組合 三 合併会社又は出資会社</p>	<p>施設集約化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>

六 連鎖化事業	て、知事が別に定める基準に適合するもの	イ 施行令第二条第一項第二号イに掲げる事業のうち、省令第二十八條第一項第一号ロの基準に適合する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの ロ 施行令第二条第一項第二号ニに掲げる事業のうち、省令第三十一條第一項第一号の基準に適合し、かつ、同条第二項第一号ロの要件に該当する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの	一 事業協同組合又は協同組合連合会 二 出資会社	連鎖化事業の用に供する本部施設である共同施設であり、かつ、土地、建物、構築物又は設備であつて、知事が別に定める基準に適合するもの
七 共同施設事業	施行令第二条第一項第二号イ又はロに掲げる事業のうち、省令第二十八條第一項第一号ハ又は第二十九條第一項第一号ロの要件に該当するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの	一 特定中小企業団体 二 企業組合又は協業組合	共同施設事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備であつて、知事が別に定める基準に適合するもの	
八 経営改革事業	イ 施行令第二条第一項第二号イに掲げる事業のうち、省令第二十八條第一項第一号ハの基準に適合し、かつ、情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、デザイン開発その他参加者の抜本的体質改善を図る事業（特定中小企業団体が、当該特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する	一 特定中小企業団体 二 出資会社	経営改革事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備であつて、知事が別に定める基準に適合するもの	
九 設備リース事業	る情報処理設備を併せて取得し、組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）に買取予約付で賃貸するものを含む。以下「抜本的体質改善事業」という。）であつて、知事が別に定める基準に適合するもの	特定中小企業団体	設備リース事業の用に供する設備であつて、知事が別に定める基準に適合するもの	
一〇 企業合同事業	イ 施行令第二条第一項第二号ハに掲げる事業のうち、省令第三十條第一項第二号から第六号までのいずれかの基準に適合する事業であつて、知事が	合併会社又は出資会社	企業合同事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備であつて、知事が別に定める基準に適合するもの	

<p>別に定める基準に適合するもの ロ 施行令第二条第一項第二号ニに掲げる事業のうち、省令第三十一条第一項第四号から第八号までのいずれかの基準に適合する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの ハ 施行令第二条第一項第二号ホに掲げる事業のうち、省令第三十二条の基準に適合し、かつ、省令第三十三条の要件に該当する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>	<p>一 事業協同組合 又は協同組合連合会 二 事業協同組合若しくは協同組合連合会の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合</p>	<p>施行令第二条第一項第三号に掲げる事業のうち、基づく省令第三十四条第一項の基準に適合する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>	<p>一 事業協同組合 又は協同組合連合会 二 事業協同組合若しくは協同組合連合会の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合</p>	<p>施行令第二条第一項第四号に掲げる事業のうち、基づく省令第三十五条第一項の基準に適合する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>	<p>一 事業協同組合 又は協同組合連合会 二 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会 三 一及び二に掲げる組合又は連合会の組合員等である中小企業者</p>	<p>一 事業協同組合 又は協同組合連合会 二 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会 三 一及び二に掲げる組合又は連合会の組合員等である中小企業者</p>	<p>施行令第二条第一項第四号に掲げる工場、事業場、店舗、その他の施設を整備するために必要な土地、建物、構築物又は設備であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>	<p>施行令第二条第一項第三号に掲げる工場、事業場、店舗その他の施設を整備するために必要な土地、建物、構築物又は設備であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>			
<p>一三 地域産業創造基盤整備事業</p>	<p>施行令第二条第二項第一号に掲げる事業のうち、省令第三十六条第一号イに掲げる地域産業の創造に関する計画、同号ロに掲げる認定基盤施設計画、同号ハに掲げる地場産業の振興に関する計画又は同号ニに掲げる認定支援計画に基づいて実施する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>	<p>一 特定会社 二 公益法人 三 商工会、商工会連合会、商工会議所又は日本商工会議所（以下「商工会等」という。） 四 市町村</p>	<p>地域産業創造基盤整備事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備（これに附帯する施設を含む。）であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>	<p>一四 商店街整備等支援事業</p>	<p>施行令第二条第二項第二号に掲げる事業のうち、省令第三十七条第一号イに掲げる中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号。以下「小売振興法」という。）第四条第六項の認定を受けた商店街整備等支援計画、同号ロに掲げる認定基盤施設計画又は同号ハに掲げる認定中小小売商業高度化事業計画に基づいて実施する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>	<p>一 特定会社 二 公益法人 三 商工会等</p>	<p>商店街整備等支援事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備（これに附帯する施設を含む。）であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>	<p>一五 地域産業創造基盤整備活性化事業</p>	<p>法第十五条第一項第十五号に掲げる業務のうち、同項第三号ハに掲げる業務に係るものとして、過去に本表一三の項に掲げる事業を行った特定会社、公益法人、商工会等又は市町村が、中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化若しくは老朽化等を解消するために施設を再整備する事業であつて、</p>	<p>一 特定会社 二 公益法人 三 商工会等 四 市町村</p>	<p>地域産業創造基盤整備活性化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備（これに附帯する施設を含む。）であつて、知事が別に定める基準に適合するもの</p>

別表第二(第四条関係)

一六 商店街整備等 活性化支援事 業	法第十五条第一項第十五号 に掲げる業務のうち、同項 第三号ハに掲げる業務に係 るものとして、過去に本表 一四の項に掲げる事業を行 った特定会社、公益法人又 は商工会等が、中小企業者 の経営環境の変化に対応す るため又は既存施設の陳腐 化若しくは老朽化等を解消 するために施設を再整備す る事業であつて、知事が別 に定める基準に適合するも の	合 知事が別に定める基準に適 合するもの	一 特定会社 二 公益法人 三 商工会等	商店街整備等活性 化支援事業の用に 供する土地、建物 、構築物又は設備 (これに附帯する 施設を含む。)で あつて、知事が別 に定める基準に適 合するもの
-----------------------------	---	----------------------------	-------------------------------------	---

一 小規模事業 者貸付	貸付金の種類 別表第一の一の項又は 一二の項に掲げる事業の うち、小規模事業者(常 時使用する従業員の数が 二十人以下(商業又はサ ービス業(ソフトウェア 業及び情報処理サービ ス業を除く。))に属する事 業を主たる事業として行 う者については、常時使 用する従業員の数が五人 以下)の会社、個人、企 業組合及び協業組合をい う。以下同じ。)が専有 する施設に係る貸付け	貸付割合 整備資金(貸付 けの相手方が貸 付対象施設を取 得し、造成し、 又は整備するの に必要な資金を いう。以下同じ 。))の百分の九 十以内	利率(年利) 〇・九五パー セント以内	償還期限(据 置期間を含む 。)(内は 据置期間であ る。) 二十年以内(三 年以内)
-------------------	--	--	---------------------------	---

二 広域貸付	別表第一の六の項、七の 項又は九の項から一一の 項までに掲げる事業のう ち、当該事業に直接又は 間接に参加しようとする 中小企業者の当該事業に 係る事務所又は事業所の 所在地が四以上の都道府 県の区域にわたるものに 係る貸付け	整備資金の百分 の八十以内(本 表の一の項に掲 げる小規模事業 者貸付の要件に 適合する場合は 、整備資金の百 分の九十以内)	〇・九五パー セント以内	二十年以内(三 年以内)
三 施設再整備 貸付	次のいずれかの要件に該 当するもの イ 過去に、別表第一の 項から一二の項までに 掲げる事業のうち、い ずれかの事業を行つた 中小企業者が、新分野 進出等経営環境の変化 に対応するために 施設の整備又は既存施 設の陳腐化、老朽化等 を解消するための施設 の再整備に係る貸付け ロ 別表第一の一の項 に掲げる事業を実施し た事業協同組合又は協 同組合連合会(以下 「事業協同組合等」と いう。)が同項の事業 として実施する空き区 画等の再整備に係る貸 付け	整備資金の百分 の九十以内(本 表の二の項に掲 げる広域貸付又 は四の項に掲げ る普通貸付に適 合する場合は、 整備資金の百分 の八十以内)	〇・九五パー セント以内	二十年以内 (三年以内)
四 普通貸付	別表第一の一の項若しく は三の項から一二の項ま でに掲げる事業のうち、 本表の一の項から三の項 までに掲げる貸付け以外 のもの又は別表第一の一 五の項若しくは一六の項	整備資金の百分 の八十以内(別 表第一の二の項 に掲げる事業に 係る貸付けにつ いては、整備資 金の百分の九十	〇・九五パー セント以内	二十年以内(三 年以内)

五 災害復旧貸付	別表第一に掲げる事業のうち災害を受けた事業用施設の復旧を図るものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの	整備資金の百分の九十以内	無利子	二十年以内(三年以内)
六 緊急健康被害等防止貸付	別表第一に掲げる事業のうち事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止を図るものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの	整備資金の百分の九十以内	無利子	二十年以内(三年以内)

備考 本表の一の項から四の項に掲げる貸付金の種類のうち、次のいずれかに該当するものについては、無利子貸付とする。

- 一 別表第一の五の項に掲げる事業のうち、当該事業を実施する事業協同組合等、事業協同小組合若しくは協業組合の組合員等、合併会社の合併者又は出資会社の出資者の三分の二以上が製造業若しくは情報サービス業のいずれか一の業種又は相互に関連性の高い製造業及び情報サービス業を行うものである場合の当該事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの
- 二 別表第一の七の項又は一一の項に掲げる事業のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設又は省資源・省エネルギー共同施設に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの
- 三 別表第一の八の項に掲げる事業であつて、伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)第五条第三項に規定する認定振興計画、同法第八条第三項に規定する認定共同振興計画若しくは同法第十条第三項に規定する認定活性化計画に基づき実施する事業又はエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)第二十条第二項に規定する中小企業承認事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け
- 四 別表第一の一の項又は一二の項に掲げる事業のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設等の整備に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの
- 五 別表第一の一の項から五の項まで、七の項、八の項、一一の項又は一二の項に掲げる

事業のうち、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の整備に係る事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの

- 六 別表第一の七の項又は一二の項に掲げる事業のうち、小売振興法第四条第一項の認定を受けた商店街整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの
- 七 別表第一の一の項に掲げる事業のうち、小売振興法第四条第二項の認定を受けた店舗集約化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの
- 八 別表第一の五の項に掲げる事業のうち、小売振興法第三条第三項の認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの
- 九 別表第一の八の項に掲げる事業のうち、小売振興法第四条第四項の認定を受けた電子計算機利用経営管理計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け
- 一〇 別表第一の六の項に掲げる事業のうち、小売振興法第四条第五項の認定を受けた連鎖化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け
- 一一 別表第一の五の項、七の項、一一の項又は一二の項に掲げる事業のうち、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第五条第二項に規定する認定計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの
- 一二 別表第一の四の項、五の項(特定中小企業団体の行う事業に限る。)、七の項、一〇の項、一一の項又は一二の項に掲げる事業のうち、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第五条第二項に規定する認定総合効率化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの
- 一三 別表第一の七の項、八の項、一〇の項又は一一の項に掲げる事業のうち、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)第八条第二項に規定する承認高度化等計画、同法第十条第二項に規定する承認高度化等円滑化計画、同法第二十四条第二項に規定する承認高度化等円滑化計画、同法第二十六条第二項に規定する承認高度化等円滑化計画、同法第二十六条第二項に規定する承認進出計画又は同法第二十六条第二項に規定する承認進出円滑化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの
- 一四 別表第一の七の項、八の項又は一一の項に掲げる事業のうち、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)以下「中心市街地活性化法」という。第十七条第二項に規定する認定特定事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの
- 一五 別表第一の五の項、七の項(特定中小企業団体の行う事業に限る。)、一一の項又は一二の項に掲げる事業のうち、中心市街地活性化法第二十一条第二項に規定する認定中小売商業高度化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け
- 一六 別表第一の一の項又は五の項から一一の項までに掲げる事業のうち、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第十条第二項に規定する

承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの

一七 別表第一の二の項に掲げる事業に係る資金の貸付け

一八 別表第一の三の項、五の項から九の項まで又は一一の項に掲げる事業のうち、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第七条第二項に規定する承認振興事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、当該事業に参加する事業者のうち、七十パーセント以上が承認振興事業計画に記載された中小企業者である場合における貸付け

別表第三から別表第十までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

